

07.9.22 第2回人と環境にやさしい交通をめざす全国大会

北海道ちほく高原鉄道の会社清算 をめぐる沿線地域の取り組み

ふるさと銀河線沿線応援ネットワーク
清水孝彰、中川 功



ふるさと銀河線廃止の概要

- 北見 - 池田間を2006年4月20日まで運行
 - 廃止後の代替交通は2社のバス
 - 廃止の理由は、赤字補填の財源がなくなった
-だが、経営安定基金が48億円残る



廃止後の課題への取り組み

- 代替バスの永続的運行
 - 鉄道施設の撤去か活用か
 - 莫大な基金残額の使途
- ・・・等々



- 沿線自治体 = 協議会の継続
(ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会)
- 沿線住民 = 組織を改組し運動を継続
(ふるさと銀河線沿線応援ネットワーク)



本発表の目的と概要

- 国鉄転換第三セクター－鉄道清算の初の事例検証
- 第三セクター鉄道の廃止・清算
事業承継、施設譲渡
施設所有形態の変更
...に影響する、鉄道財産所有の考え方の整理

【概要】

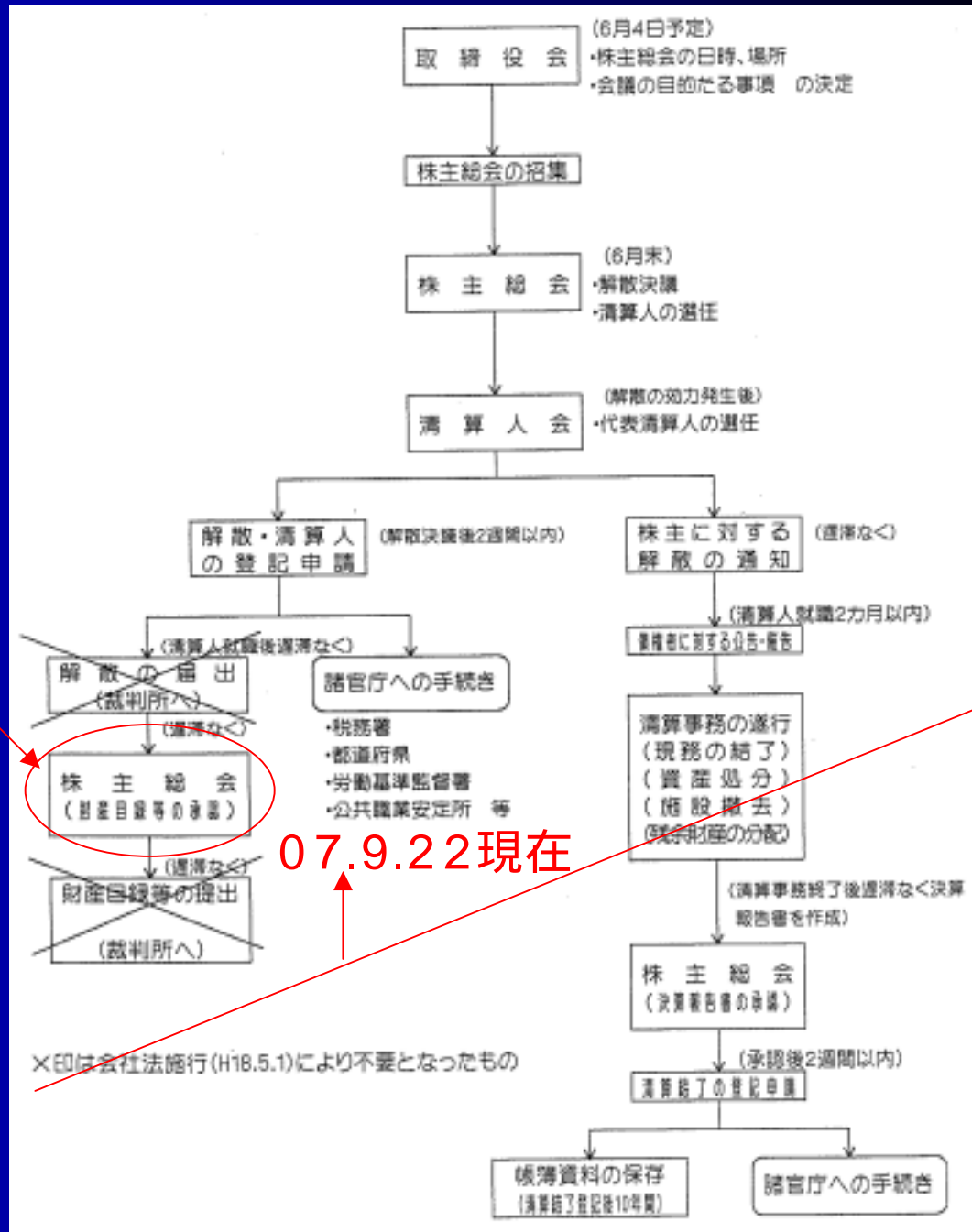
- 会社清算と鉄道財産の法的検証
- 地域（沿線自治体・住民）の取組
- 清算方針、譲渡益と撤去費用
- 橋梁の取扱いについて

解散・清算 のフロー

解散日現在の財産目録、清算方針を承認する、重要な株主総会

...07.6.30

大半の社有地
が未登記



鉄道財産の位置づけに関する 根拠法

- 日本国有鉄道改革法

第19条及び第22条 国鉄財産をJR北海道が承継

- 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律

第8条 重要な財産譲渡時の国土交通大臣認可

第15条 第8条認可時の財務大臣との協議

- 日本国有鉄道改革法等施行法 附則

第23条第8項 旅客会社は、特定地方交通線の廃止をする場合において、これに代わる輸送の確保のため必要となる鉄道事業を經營しようとする者として運輸大臣が認定した者に対し、無償で、当該特定地方交通線に係る鉄道施設を貸し付け、又は譲渡するものとする。

譲渡譲受契約書

【1989年3月当時】

第3条

乙は、譲渡又は貸付けを受けた財産を旅客運輸営業及びこれと密接に関連する事業に使用するものとする。

第9条

乙は、譲渡を受けた財産の全部又は一部の所有権を第三者に移転することができない。

1998年と2006年の2回変更

第3条、第9条 特約条項解除？

譲渡譲受手続きに関する根拠法

～ 鉄道事業法 ～

第4条第1項第8号

第一種鉄道事業の許可申請において、鉄道線路の譲渡を受け、又は鉄道線路を使用させるときは、その旨並びにその相手方の氏名、住所を申請書に記載。

施行規則第2条第2項第8号

申請書には、**鉄道線路の譲渡及び譲受又は使用に関する契約書の写し**を添付。

第7条第1項

鉄道事業者が第4条第1項第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可が必要。

第29条

鉄道事業者たる法人の解散決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

鉄道財産に関する法的解釈

国土交通省（鉄道局）の解釈（2006年5月）

- 鉄道事業廃止後の土地及び施設をどのように取り扱うかは、旧鉄道事業者において判断されるべき事項である。
- 鉄道に関する法令上、旧鉄道事業者が鉄道事業廃止後の施設の全部を早急に撤去すべき義務はない。

佐々木峻一旧国鉄地方交通線対策室長（1987年3月）

「第三セクターへの鉄道施設は、譲渡貸付のいずれでもいいという理解であったが、よく考えるとかなり大きな問題を深く突っ込まないままにやってしまった。」

第三セクターに譲渡された鉄道財産の帰属、処分、
施設撤去を規定する根拠法は存在しない
沿線地域の取組次第

鉄道施設活用への地域の取組

- 陸別：鉄道公園、「銀河の森」動態保存
- 足寄、本別、訓子府：旧駅舎の再整備
- 置戸：跡地の公園化（一部鉄路保存）
- 応援ネットの提案：訓子府のビストロ列車、置戸の馬車鉄道、北見の検収庫活用

陸別



本別



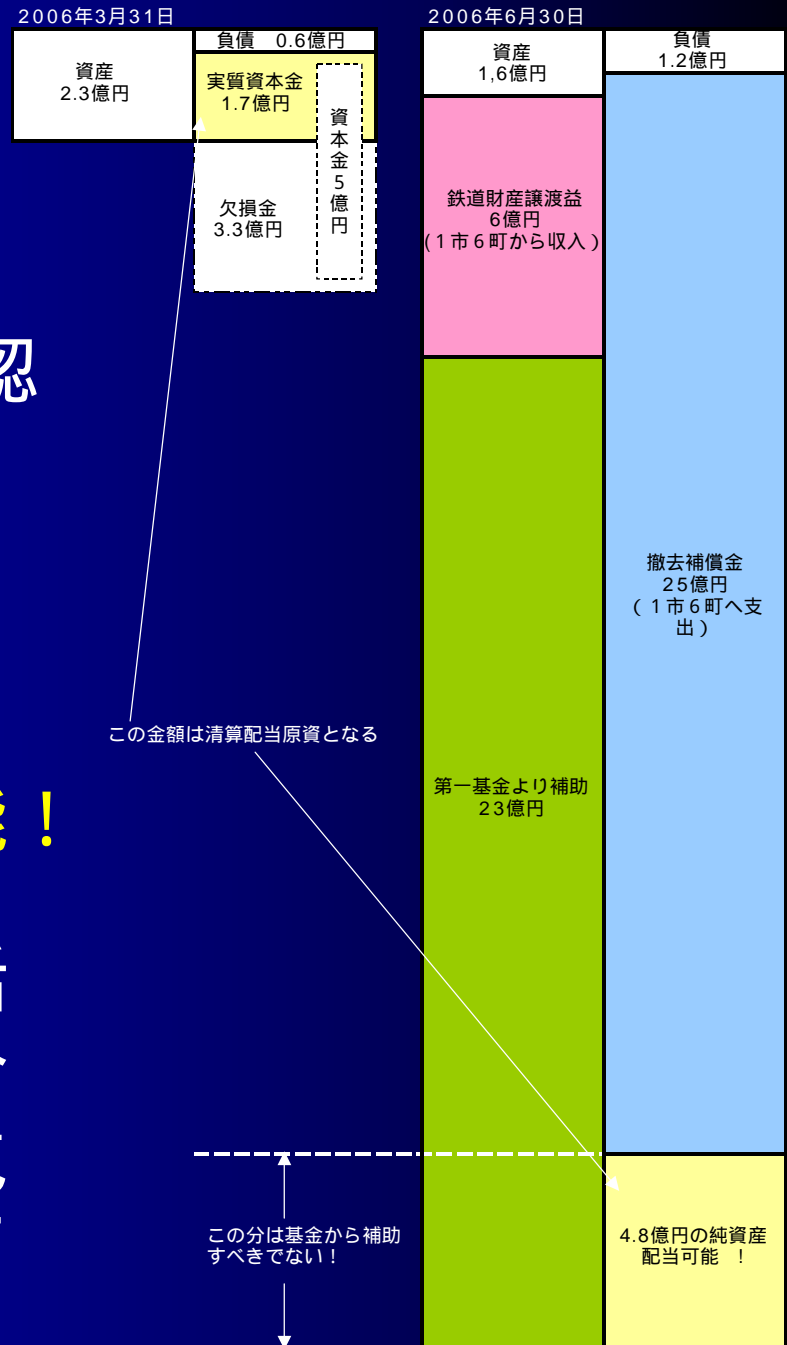
清算方針の決定

～ 補償費付き一括譲渡～

- 2007.6.30株主総会で承認
- 経営安定基金（第1基金）からの補助金23億円

→ 補償費
→ 資本金 清算配当可能！

「施設撤去計画」「跡地活用等計画」を今年度策定、今後5年を目途に（橋梁は平成22年度末までに）撤去完了



自治体への補償費内訳

- 補償費 = 撤去費用相当額 - 固定資産評価額
- 橋梁撤去経費が含まれる

(単位：千円)

自治体名	補償費など	用地購入費など	差引支給額
北見市	325,385	77,130	248,255
訓子府町	137,902	31,710	106,192
置戸町	212,015	32,192	179,823
陸別町	397,241	24,428	372,813
足寄町	589,223	39,580	549,643
本別町	363,855	42,220	321,635
池田町	166,275	7,780	158,495

橋梁撤去に関する河川管理者との 協議

年月（予定）	内 容	主 体
07.4～6	廃止届 ・自ら撤去できない事情 ・全体 の撤去計画 添付	会社
	橋梁個別の撤去計画作成	自治体
07.6	株主総会（譲渡決定）	会社
07.6～10	自治体議会（譲受決定）	自治体
	承継届、権利譲渡申請 ・撤去 計画書 添付	自治体
07.10～	除却申請、撤去工事開始	自治体
～11.3	撤去 工事完了 、 除却・占用完了届出	自治体

橋梁の取扱いに関する根拠法

～ 河川法 ～

第24条 土地の占用許可申請

第26条 工作物の新築等許可申請

第31条第1項 工作物の用途廃止届出

第2項 河川管理者は、届出があつた場合、河川管理上必要があると認めるときは、工作物の除却、河川の原状回復等の措置を命ずることができる。

第33条 工作物の地位承継届

第34条 土地の権利譲渡申請

第75条 河川管理者の監督処分

- ・ 事業廃止の場合、除却、原状回復措置を命ずることができる。それができない場合、河川管理者が執行、保管。
- ・ 3月経過後は、保管工作物を売却可。
- ・ 買受人がない場合は、河川管理者が廃棄。

橋梁の取扱いに関する根拠法

～河川法施行規則～

- 第21条第2項 承継届に、地位の承継を示す書面を添付
第22条第2項 権利譲渡申請書に、事業計画概要を添付

～河川敷地占用許可準則～

第5第4項 占用は公共性の高いものを優先、占用計画が確定した場合はその計画に支障が及ばないようにする。

第6 占用できる者は、国又は自治体、鉄道事業者等

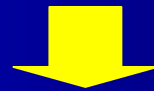
第7 占用施設の例

- ・公園、緑地又は広場
- ・自転車歩行者専用道路
- ・道路又は鉄道の橋梁
- ・遊歩道、階段等の親水施設
- ・河川上空の通路、テラス等の施設

橋梁の所有者が自治体で、通路や公園等としての活用計画があれば、活用が撤去に優先される

今後の課題

- 1 . 各自治体が譲受した施設の主体的活用
- 2 . 配分された補償費と、基金残額の使途
- 3 . 鉄道施設、特に鉄路を活用した沿線地域活性化の工夫



- 「撤去せねばならない」先入観の払拭
- 具体的な公共性の高い活用計画を地域で作成し、実行することで、鉄路は守れる！